

↳ 取締役会を非設置にする場合

Q : 会社法が施行されて取締役会を設置しなくてもよくなったとか。設置しないメリット、デメリットは何ですか？

A : 何でも株主総会で決議ができるようになりますが、それゆえに煩雑になるという一面もあります。

【解説】

旧商法では、すべての株式会社が取締役会を設置しなければなりませんでした。会社法においては、公開会社(譲渡制限のない会社)以外の会社については、取締役会を設置しなくてもよいこととなりました。

取締役会を設置しないメリットの一つには、株主総会において会社のあらゆる事項を決議することができるようになるということが挙げられます。

オーナー一族がすべての事項を決定しているという同族会社であれば、実態に合った会社運営がスピーディに行えるようになります。

また、取締役会非設置会社にするにより、これまで3名以上の取締役と1名以上の監査役を選任しなければならなかったものが、取締役1名だけ(監査役は任意設置となる)選任すればよくなるなど、スリムな会社運営が可能になるということもメリットでしょう。

他方、デメリットとしては、株主総会であらゆる事項を決議することとなるため、実務的に煩雑になるということがあげられましよう。

